

第164回通常国会

文教科学委員会 2006.4.25

○[林久美子君](#) おはようございます。民主党の林久美子でございます。

前回に引き続きまして、学校教育法の一部改正案についてお伺いをさせていただきます。

まず冒頭、先週は非常に幾つか前向きな御答弁もいただきました。ありがとうございました。全国の障害を持つ子供さんあるいは保護者の皆さんから本当に温かいお言葉というのも伺っております。どうか今日も一歩でも二歩でも前に進むような前向きな御答弁をいただけると幸いであるというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、時間もございませんので、早速質問をさせていただきます。

まずは、前回もお伺いをいたしましたセンター的機能についてでございます。

先週の委員会で、第七十一条の三に規定をされている特別支援学校から助言又は援助を受けることのできる対象として幼稚園、小学校、中学校等々があったわけでございますけれども、あくまでも例示列举であるという御答弁でございました。

そこで、改めて伺わせていただきたいんですが、現在衆議院の方で審議をされている幼稚園と保育所の一元化法案とも言える認定こども園でございますけれども、この認定こども園は援助又は助言のセンター的機能の対象となるのかどうか、教えてください。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 今回、特別支援学校の担うべき役割としてセンター的機能を法律上明確に位置付けたわけでございますけれども、法律において、助言、援助の対象としては典型例として教育機関を明示をしているところでございます。

しかしながら、助言、援助の対象としては、七十一条の三に規定されていない機関等を排除するものではございませんで、現在衆議院において御審議を賜っております認定こども園につきましても助言、援助の対象になると考えております。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。

御承知のとおり、認定こども園は、地方裁量型、幼稚園型、保育所型、あるいは連携型という四つの類型があるわけでございますけれども、いずれも対象になるというふうに理解をさせていただきます。

その上で、これはお願いでございますけれども、前回の御答弁と同様、保育所についても施行通知できちっと入れ込んでいただけるということでもございましたけれども、認定こども園についても盛り込んでいただきますようお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

○国務大臣（小坂憲次君） 林委員におかれましては、大変に勉強といえますか研究が進んでいらっしゃるしまして、衆議院での審議中の法案の内容についてまで承知をしていただいております、今後、参議院での審議が迅速に進むことが期待されると思っております。

御指摘のとおりでございます、四類型を挙げていただきましたけれども、それは認定こども園も対象となるものでございまして、局長答弁のように、排除されないという形だけでは分かりにくいということでございますから、この趣旨を施行通知等により明らかにしていくことが必要と思っておりますので、そのようにしたいと思っております。

○林久美子君 ありがとうございます。是非ともよろしく願いをいたします。

では次に、免許法についてお伺いをしたいと思っております。

教職員免許法というのは非常に日本の法律の中でも難解なものでございまして、理解するだけでも本当に難しいという状況でございますが、今回の法の改正というのは、障害の重複化に伴って盲学校、聾学校、養護学校などを統合化する、それに伴って免許も総合化をしていくということであるわけでございますけれども、この免許についてなんですけれども、教員養成のカリキュラムにおいて一定の基礎知識を付けた上に、より専門性という部分で積み上げるという、二段階方式というのがいいかどうか分からないんですが、これまで同様、小中学校等の教員免許状を基礎資格として積み上げていくという理解でよろしいのでしょうか。

○政府参考人（銭谷眞美君） 従来の盲・聾・養護学校の教員免許状は、小中学校等の教員免許状を基礎資格として有している者が取得できる免許状でございました。御指摘のとおり、この点は特別支援学校の教員免許状においても同様でございます。

○林久美子君 それでは、少し具体的にお伺いをしたいんですが、では、今例えば盲の免許を持っていらっしゃる先生が、この特別支援学校というものが実際に動き出した段階で、新たにそれがそのまま特別支援学校教諭免許状というものに移行することになるのでしょうか。

だとしますと、このセンター的機能の部分も併せて考えますと、LD、ADHD、アスペルガー等の発達障害についての基礎知識の部分

で、確かに最近カリキュラムを受けていらっしゃる比較的新しい先生方は教員養成課程の中で学んでいらっしゃると思いますけれども、十年、二十年のベテランの先生方は、資格を取得する際にはそうしたもののというのがカリキュラムの中に入っていなかったと思うわけでございます。このカリキュラムにおいて取得をしていない場合においても専門知識として有しているんだというふうに理解をしてそのまま移行されるということになるのでしょうか。

○政府参考人（銭谷眞美君） 従来の盲・聾・養護学校の教員免許状につきましては、当該免許状において教授等が可能な障害に関する教育の領域を定めました特別支援学校の教員免許状とみなすことといたしております。つまり、今先生お話しございましたように、盲学校の教員免許状は特別支援学校における視覚障害について教授可能な特別支援学校の教員免許状ということになるわけでございます。その点、ただいま先生からお話しございましたように、旧免許状の保有者につきましては、制度上は重複障害やLD、ADHD等を含みます幅広い障害についての知識、理解に相当する部分が不足をしているということになるわけでございますが、これはみなし規定でございますので、特別支援学校の視覚障害が教授可能な免許状ということには取り扱うわけでございます。

ただ、今申し上げましたように、幅広い障害についての知識、理解に相当する部分が不足をしているということに対応するために、旧免許状の保有者に対しましては不足部分を補うための研修の機会の設定等の取組が重要であると考えております。文部科学省といたしましても、都道府県等における研修等の取組に対しまして支援を行って、十分研修が行えるように配慮してまいりたいと思っております。

○林久美子君 分かりました。研修の機会を設定されるということでもございましたけれども、先生方にも自信を持って子供たちの教育に当たっていただくためにも、また何よりも子供たちがそれぞれの障害に応じてより良い教育を受けることができるようにしっかりとそうした機会が拡充をされるように、また、先生方にとっても受けやすい機会となるように御配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

現行の免許制度であっても、盲・聾・養護学校の教員の免許の保有率は六割弱、非常に、なかなか進まないという状況でございます。一方、特殊学級に至っては三割前後にとどまっているという現状がございます。こうした免許の取得がなかなか進まない要因を文部科学省としてはどのように認識をいらっしゃるのか。また、このたび中教

審の答申におきましては、当分の間、特殊教育免許の保有を要しないという免許法附則第十六項について、時限を設けて廃止することが適当であると提言をしておりますが、結果としてはこの改正案の中では見送られてしまいました。なぜこの規定がそのまま残されてしまったのかということも併せましてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(銭谷眞美君) ただいま先生からお話ございましたように、現在、盲・聾・養護学校の教員において在籍する校種の盲・聾・養護学校教諭免許状の保有率は、平成十七年の五月一日現在の調査によれば五八・三%でございます。これは近年、実は上昇をいたしております、四年前の平成十三年度が五〇・七%でございましたので、四年の間に七・六%増加をしている、七・六ポイント増加をしているわけでございますけれども、お話のように、保有率はまだ低い状況であると認識をいたしております。

その理由としては、教員採用試験受験者のうち盲・聾・養護学校教諭免許状の保有者がやはり少ないといったようなこととか、例えば高等学校、高等部のように教科や校種によりましては免許保有者を確保することがなかなか難しいといったようなことが考えられるところでございます。

それから、教員免許法の附則の第十六項につきましては、ただいまお話ございましたように、昨年十二月の中教審の答申におきましては、「新たな特別支援学校教諭免許状の普及状況等を見極めた上で、当該免許状の保有率向上のための方策とともに、時限を設けて廃止することが適当」と提言をいただいております。

今回の改正におきましては、この中教審の指摘を踏まえまして、新たな特別支援学校の教諭免許状の取得、普及の状況を十分見極める必要があること、それから、先ほど申し上げましたように、免許状の保有率は年々増加はしておりますが、いまだ五八%程度にとどまっております、まずは保有率を大幅に向上させる必要があること等から、今回この規定の廃止は行わないこととしているところでございます。

私どもといたしましては、近年、免許法の認定講習、この充実によりまして盲・聾・養護学校の教員で免許状を取得をしようとする人が増えてきているということなどから、引き続き免許状の取得を促進する取組を進めまして、養成段階での取得率増加も含めまして、免許状の普及状況を更に引上げをいたしまして、ある程度まで達した時点で時限を切って附則十六項の廃止を行いたいということで努力をしていきたいと思っております。

○[林久美子君](#) ありがとうございました。

今のお話の中で、ある程度来たところで時限を切ってというお話ございましたけれども、そのある程度というのは具体的にはどの程度なのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) やはり、七、八割程度保有率が高まってきたというときに時限を切ってきちんと免許保有者が教壇に立てるようにしていきたいというふうに思っております。

○[林久美子君](#) 分かりました。七、八割に来た段階でという御答弁をいただきました。

全国的に見てみますと、割とその取得の率も、保有率も実は差があるなというのが現状でございます。いただいた資料によりますと、低いところでは三八%台、高いところでは八三%台と非常にばらつきがある。日本全国どこにいても子供たちがひとしくきちっと障害に応じた、そしていわゆる障害のない子供たちとともに学ぶことができる、そんな環境をつくっていくためにも、少しでも多くの先生方にこうした免許も取りやすくしていただく、あるいは子供たちにいい教育をしていただけるようなお取組をお願いをしたいというふうに思います。

この無免許状態というのが実際あるわけですがけれども、聞くところによりますと、大学を卒業する段階でこうした専門の免許状を持っていらっしゃる方と、現職の先生になられてから独自に単位を取得をされまして専門性を得ていかれるという方たちがいらっしゃるというふうに聞き及んでおります。それぞれの割合とか人数とか、分かる範囲で教えていただければと思います。

あわせまして、こうした無免許の解消策としまして恐らく認定講習を考えているということであると思っておりますけれども、より一層の推進もお願いをしたいとともに、学校の先生、かなり激務でいらっしゃるのです、生活の指導もし、さすまたも持ち、あるいは多様な子供たちのニーズにこたえるために一生懸命日夜お仕事をいらっしゃるわけですから、そういう先生方が取りやすい機会づくりというものも併せてお願いをいたします。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) まず、盲・聾・養護学校の新規採用者、この方たちは大学を卒業して受験をするわけでございますけれども、この新規採用者において、在籍する校種の盲・聾・養護学校教員免許状を持っている方の割合、これは平成十七年度で五六・五%でございます。これも四年前と比較をいたしますと、四年前が四七・二%でございましたので七・五ポイント増加をしているということで、新規採

用者の中で免許保有者の割合は高まりつつあるという状況でございます。

一方、盲・聾・養護学校において、そこに在籍をして教職員免許法に基づく認定講習を受講している教員というのは、これは少しずつ増えてきておりまして、平成十六年度現在の調査によれば二万七千五百四十八名ということでございます。ただ、この方たちはすべてその年に必要な単位を全部取得したというわけではございませんで、少しずつ単位を取得しているという方も多いと思います。現実に盲・聾・養護学校に在籍をして平成十六年度に在籍校種の盲・聾・養護学校の教員免許状を取得した人数は二千二百二十四名ということでございます。ですから、新規採用者で免許保有者が八百五十七人、五六%というのは八百五十七人でございますので、盲・聾・養護学校に在籍をして免許状を取得する人の数の方が今はまだ多いという状況でございます。

いずれにいたしましても、私ども、この免許法の認定講習の充実によりまして、盲・聾・養護学校の免許状の取得をする人、これを増やしていきたいということと、もう一つ、特別支援教育のための教員養成におきましてしっかりと資格を持った教員を養成していただけるように、また各大学に対して周知を図っていきたいというふうに思っております。

○[林久美子君](#) 是非よろしく願いいたします。

また、あわせまして、今回のこの中教審の答申には「校長のリーダーシップの下に」という文言が出てまいります。今更申し上げるまでもなく、それぞれの学校のありようとか教育の方針とか、また今回の法改正によるとセンター的機能を持つわけですから、地域の学校との連携ということを考えましても非常に重要なポイントになってくるかというふうに思います。

そこでお伺いをしたいんですけども、現在、盲・聾・養護学校の校長先生の特殊教育に係る免許状の保有状況がどのようになっているのか、そしてまた、いわゆる障害児教育の経験はどのような形で持っていたらっしゃるのか、いらっしゃらない方もおられるのか、その辺りについて御答弁をお願いいたします。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 公立の盲・聾・養護学校の校長につきまして、在籍をする盲・聾・養護学校の教諭の免許状を保有をしている人の割合は、平成十七年の四月一日現在の調査によりますと五〇・三%でございます。約半分の校長先生が盲・聾・養護学校教諭の免許状を保有をしているという状況でございます。

なお、全国の盲・聾・養護学校の校長先生がこれらの学校でどのくらい勤務をした経験があるかとか、いわゆる特別支援教育にどうかかわりをしているのかということについてはちょっと私どもとしては把握をしているわけではございませんけれども、人事を担当いたします各任命権者におきまして、当該校長の人物、識見や盲・聾・養護学校を含む各学校でのそれまでの取組などを勘案をして適材を配置をしているというふうに認識をいたしております。

○**林久美子君** 先ほども申し上げましたように、できるだけ、これからその特別支援学校にいろいろな役割を今回の法改正で求めていかれることになるわけでございますから、その特別支援学校がしっかりと機能するように、それは例えば生徒さんたちがたくさん入ってくるからいい学校だというような表面的なことではなくて、実際にそこで学んでいる子供たちがいい教育を、自分たちのことについて、より深い理解を持った先生方による指導を受けられること、そしてその周辺の学校に在籍をしている障害を持っている子もいない子も、よりこれから社会に出ていくのに足りる援助や助言が受けられるようにするためにも、この特別支援学校の校長先生がどのような方であるかというのは非常に大きな意味を持つというふうに考えておりますので、よりその障害について深い理解を持った方たちにそうしたポジションで力を発揮いただけるように、また、そういうところで校長になれる方にはそうした思いで取り組んでいただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。

時間が参りましたので、最後、一つだけお願いをさせていただきます。

前回、就学制度の関係につきましては神本委員からもいろいろと御指摘をしていただいたわけでございますけれども、大臣も局長も皆さん口をそろえて、保護者の方あるいは本人の御意向を十分に反映をした形でということを繰り返し御答弁をいただきました。

前回もちょっと御指摘をさせていただいたんですが、平成十四年のこの「障害のある児童生徒の就学について」という通知は、これは聞くところによりますと、市町村の教育委員会等を指揮監督するものではなくて、指導、助言、行政指導行為であるというふうに伺っております。ですから、法的な拘束力は持っていないと。しかしながら、国としての一定の考え方を示す非常に重要な書類であるわけでございますけれども、前回御答弁をいただいたという内容を考えますと、この通知の中の一番最後のところにある「就学指導に当たっての留意事項」という項目におきまして、ちょっと書きぶりがこの間の積極的な御答

弁に比べますと、やや消極的なのではないかなというふうに思っております。この中で、「保護者の意見を聴いた上で就学先について総合的な見地から判断することが大切であること。具体的には、就学指導委員会において保護者の意見表明の機会を設ける等の方法が考えられること。」というような文言になっております。ですが、法的な拘束力を持たない通知という性格からくるものなのかなと思っております。この通知をじっくりと読んでみますと、いやいや、物によってはかなりずばっとも書いてある。濃淡があるわけですね、強弱がある。

前回いただいた御答弁からすると、やや、非常に文言として弱いのではないかなと。しっかりと保護者の意見を十分に聞くんだ、本人の意見を聞くんだ、そしてそれを尊重するんだという書きぶりに改めていただきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思います。

また、学校教育法施行規則第三十二条との兼ね合いも考えますと、本人や保護者の意見を十分に聞くということは政省令に盛り込んでも十分にいいのではないかなというふうに考えておりますけれども、この点についてもお伺いをしたいと思っております。

事前に伺っているところによりますと、今回新しく法が改正をされるということで、その通知も変わってくるわけですね。前回の御質問で御答弁をいただいた、その障害の程度による表現なんかについてはいじらないということでしたが、それ以外の部分については多少の修正も加わるというふうに伺っておりますので、その際にこの書きぶりも改めていただければというふうに考えますけれども、いかがでございましょうか。

○[副大臣（馳浩君）](#) 御指摘も踏まえまして、保護者の意見を十分に聞いていくようにするという方向で検討を進めてまいります。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。

本当に、そういう文言をしっかりと、より強く書き込んでいただくと本当に有り難いなというふうに思います。

今日は、ちょっと時間もございませんでしたので、通告させていただいておりました質問をすべてお伺いすることができませんでしたことをおわびを申し上げまして、後の質問は神本委員にお譲りをしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。